

平成二十九年五月十六日受領  
答弁第二八〇号

内閣衆質一九三第二八〇号

平成二十九年五月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出「政治上その他の主義主張」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出「政治上その他の主義主張」に関する質問に対する答弁書

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第十二条第二項第一号、海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第二十一条第二号及び第四十六条第二項第二号、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十一条の二第一項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第三十九条第四号の「政治上その他の主義主張」とは、それぞれの規定に規定する人の殺傷、物の破壊、暴力主義的破壊活動等の行為のよりどころとなる主義主張を意味している。